

平成 23 年 7 月 25 日

各 位

セント・プラス少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 和田光正  
東京都中央区京橋 2-8-5 京橋富士ビル 6 階  
電話 03-5524-6501  
FAX 03-5250-6767

## 【ご参考】少額短期保険業の開始に関するお知らせ

セント・プラス少額短期保険株式会社（セントケア・ホールディング株式会社 J A S D A Q ・コード番号 2374 の 100% 子会社）は、平成 23 年 7 月 20 日付で関東財務局へ事業開始届を提出し、少額短期保険業を開始することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 少額短期保険業への開始趣旨

現在、セントケア・グループの主たる事業である介護業界においては、介護保険給付の財源問題が存在しており、将来的には生活支援サービスに対する介護給付費が確保できるかが重要な課題となっております。このため、セントケア・グループでは介護事業者として日本で初めてとなるセント・プラス少額短期保険会社を設立しました。セント・プラス少額短期保険株式会社といたしましては、介護業界のこの状況を踏まえ、公的な介護保険ではカバーされない要介護者の生活支援部分をカバーする民間保険を開発、関東財務局の登録完了を受け、事業開始することとなりました。

#### 2. これまでの経過

平成 22 年 7 月 6 日	会社設立
平成 23 年 6 月 28 日	関東財務局から少額短期保険業者としての登録完了通知を受領
平成 23 年 7 月 1 日	商号をセント・プラス少額短期保険株式会社に変更
平成 23 年 7 月 20 日	少額短期保険業を開始

#### 3. 新たな事業の概要

##### (1) 新たな事業の内容

- ① 保険業法等の法令に基づく少額短期保険業において、いわゆる第三分野の保険領域にて介護費用補償保険の開発・販売を行います。
- ② 取扱商品
  - ✓ 院内介助費用補償保険
  - ✓ 調理費用補償保険
  - ✓ 介護保険上乗せ費用補償保険

### ③ 事業の特徴

- ✓ 中高齢者の方々、介護が必要な方や介護が必要となることの不安を感じているの方々へ向けた保険です。
- ✓ 保険対象年齢は、60歳～100歳までで、初回契約は要介護2まで、二回目以降の再契約は、要介護5までの方が加入できます。
- ✓ 給付金の支払いは、要介護3以上の認定を受け、かつ各保険の補償対象となる事由が発生したときとなります。
- ✓ 介護の現場からの声を集約し、公的介護保険の延長上にある領域と生活支援領域に特化します。
- ✓ 販売チャネルは、代理店販売（媒介）と郵送方式による直接販売で、代理店網については、セントケア・グループ、それ以外に広く医療および介護業界の方々との協業にて構築して参ります。

### (2) セント・プラス少額短期保険㈱会社の概要（平成23年7月1日現在）

商 号 : セント・プラス少額短期保険株式会社  
(旧商号: セントケア少額短期準備株式会社)  
登 録 番 号 : 関東財務局長（少額短期保険）第59号  
代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 和田 光正  
住 所 : 東京都中央区京橋2-8-5 京橋富士ビル6階  
電 話 : 03-5524-6501  
F A X : 03-5250-6767  
資 本 金 な ど : 150百万円（資本準備金60百万円を含む）  
設 立 年 月 日 : 平成22年7月6日

#### 4. 事業開始日

平成23年7月20日

#### 5. 今後の見通し

本件による当社業績への影響につきましては軽微であります。当社の連結業績に重要な影響が生じる場合には、直ちに適時開示いたします。

以上



#### ■お問合せ先

セント・プラス少額短期保険株式会社 03-5524-6501

**セント・プラス**  
少額短期保険